

浄化槽は「法定検査」を受けています

浄化槽は適正な使用、保守点検、清掃を行うことによって、私たちの生活により排出された汚水を浄化してきれいな水を流すことができる装置です。浄化槽法ではこれらが適正に行われているか、きれいな水が放流されているか確認する法定検査が義務付けられています。

検査は、県知事が指定した検査機関である(財)鹿児島県環境検査センターが事前にハガキで通知した検査日にお伺いし、現場で検査を行い、放流水をもちかえり水質検査を行います。

●検査の内容

1. 使用開始検査（7条検査）

浄化槽を使い始めて3ヶ月が経過した後に、施工と機能の検査を行います。また、浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、水を持ち帰り詳しい水質検査（BOD）を実施します。

2. 定期検査（11条検査）

年1回、浄化槽の機能と維持管理状況が適正であるかどうか検査し、浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、水を持ち帰り詳しい水質検査（BOD）を実施します。

この定期検査については、従来、官公所のものすべてと、11人槽以上のものについて行ってきましたが、平成17年度より家庭用の浄化槽（5～10人槽）もこの検査の対象となり、順次検査を行っています。

家庭用の浄化槽（5～10人槽）は、検査で特に大きな問題がなかったものについては、次回の検査は4年後に行うこととなります。

（一般家庭5～10人槽）

検査料金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
使用開始検査	—	11,000円
定期検査	4,000円	6,000円

検査結果は、保健所、土木事務所及び市町村に報告され、必要に応じて指導が行われます。

なお、この検査を拒否をされますと行政指導が行われることとなります。



お問い合わせ先

○(財)鹿児島県環境検査センター

☎099-223-3185

<http://www.kagoshimakensa.or.jp/>

○錦江町役場 保健福祉課 衛生チーム

☎0994-22-3044

錦江町

おもいで 思ひ出写真館

撮影年月日：不明
木材の船積みの様子
(大根占港)

▶写真のご協力をお願いします。◀

「錦江町思ひ出写真館」に掲載する写真を募集します。

撮影時期・場所・状況等を付けて、役場企画課へ持ち込むか郵送ください。

お借りした写真は責任を持ってお返しします。

